

浜田地区広域行政組合『介護応援隊』事業実施について

1 目的

高齢化の進行や若年性人口の減少等を背景として、介護職の人材不足が慢性化しているなか、今後も新卒者による介護人材の確保は困難な状況が続くと見込まれている。

また、介護職場では専門的な知識・経験が必要となる「専門業務」と、介護業務に関する資格を必要としない「周辺業務」が広範囲に及ぶことから、介護職員への負担は大きくなっている。

このことから、介護未経験者や介護業務に係る資格を持たない者等を介護助手（以下、『介護応援隊』という。）として配置を促進し、介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保できるようにサービスの業務効率化を進めて、介護人材の確保及び定着を図る。

2 事業対象者 浜田市及び江津市在住者

3 事業内容（事業の流れ）

(1) 介護応援隊の登録

『介護応援隊』の登録希望者（以下、「登録者」という。）は、「介護応援隊登録申込書」（様式1号）を浜田地区広域行政組合介護保険課に提出する。

(2) 介護応援隊利用の申請

『介護応援隊』の利用を希望する介護サービス事業者等（以下、「介護サービス事業者等」という。）は「介護応援隊利用申請書」（様式2号）を浜田地区広域行政組合介護保険課に提出する。

(3) 浜田地区広域行政組合介護保険課は、提出された様式1号、様式2号を照合し内容が合致した場合、登録者、介護サービス事業者等及び浜田地区広域行政組合介護保険課で三者面談を実施する。

(4) 登録者と介護サービス事業者等の両者の合意が得られた場合、介護サービス事業者等は様式3号、様式4号により登録者に具体的な業務を説明し、雇用手続を行う。

(5) 実際に就労が始まったら、就労1か月後及び必要な時期に浜田地区広域行政組合介護保険課は登録者と介護サービス事業者等の両者にヒアリングを実施する。

4 対象となる介護サービス事業所・施設

（施設サービス）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

（居宅サービス）通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、
特定施設入居者生活介護、

（地域密着型サービス）地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
看護小規模多機能型居宅介護

5 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報は、登録者及び介護サービス事業所・施設との連絡、マッチング、事業運営の基礎資料としてのみ使用いたします。

6 その他

本事業の効果、今後のあり方を検証するため、登録者と介護サービス事業者等は、浜田地区広域行政組合介護保険課が行う調査、ヒアリング等に協力する。

介護応援隊登録申込書、介護応援隊利用申請書は、その年度限り有効のため、その年度を超えて登録、利用を継続しようとする場合は、年度ごとに申請が必要である。

※ 原則として、介護の周辺業務にあたる『介護応援隊』は、指定基準上の、介護職員等の人員にはカウントされません。しかし、登録者が有資格者等（無資格者でも配置可）であり、専門業務を行うことに対し、事前に登録者と介護サービス事業者等で同意が得られた上でサービス提供をしている場合は、カウントすることができます。